

浦添市福祉のまちづくり条例

令和2年6月26日

条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等をはじめとする全ての市民が、安心して快適に暮らし、自らの意思で自由に行動し、及びあらゆる分野の社会活動に参加することのできる福祉のまちづくりに関し、市の基本方針を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の推進について必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者が相互に協働して福祉のまちづくりを総合的に推進し、もって優しさに満ちた地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (2) 事業者 営利又は非営利にかかわらず、市内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (3) 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を連れた者その他の者で、日常生活又は社会生活において行動上の制限を受けるものをいう。
- (4) 心のバリアフリー 様々な心身の特性や考え方を持つ全ての市民が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことをいう。
- (5) ユニバーサルデザイン 障害の有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境を作り上げることがをいう。

(基本方針)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる基本方針を定める。

- (1) 全ての市民が、福祉のまちづくりに関する理解を深め、積極的に福祉のまちづくりに取り組むよう意識の高揚を図ること。
- (2) 全ての市民が、自らの意思で自由に行動でき、安全かつ円滑に利用できる都市環境整備を推進すること。
- (3) 全ての市民の社会参加を促進すること。
- (4) 市、市民及び事業者が、主体者として関わることのできる環境の整備を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本方針に基づき、福祉のまちづくりを総合的に推進するための施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、前項の規定による施策を効果的に推進するため、国、県その他公共団体及び公共的団体との連携を図るものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、福祉のまちづくりに関する理解を深め、自ら、又は相互に協力して、福祉のまちづくりに取り組むとともに、市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備された施設、物品又はサービスの利用を妨げないよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、福祉のまちづくりに関する理解を深め、自ら、又は他の事業者等と協力して、福祉のまちづくりに取り組むとともに、市の施策に協力するよう努めるものとする。

(調査研究及び情報の提供等)

第7条 市は、福祉のまちづくりを効果的に推進するため、必要な情報の収集に努め、調査及び研究を行うとともに、市民及び事業者に対して、その調査及び研究の結果の公表及び提供を行うものとする。

(表彰)

第8条 市長は、福祉のまちづくりの推進に関して優れた取組を行った者を表彰することができる。

(福祉教育の充実)

第9条 市は、児童、生徒等が福祉のまちづくりへの理解を深め、思いやりのある心を育むことができるよう福祉のまちづくりに関する教育の充実に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者が、福祉のまちづくりに関し、自主的な活動に取り組むことができるよう生涯のあらゆる教育の場を通じて、多様な学習の機会の提供及び研修の充実に努めるものとする。

(人材の育成)

第10条 市は、福祉のまちづくりに関して必要な人材の育成に努めるものとする。

(ボランティア活動の促進)

第11条 市は、市民及び事業者が福祉のまちづくりに関するボランティア活動その他の非営利活動に参加することを促進するとともに、ボランティア活動を實踐できる環境の整備に努めるものとする。

(防災対策の推進)

第12条 市は、第1条の目的を達成するため、高齢者、障害者等が安心して生活を営むことができるよう、防災に関し、自助及び共助の意識の浸透を図るとともに、必要な施策の推進に努めるものとする。

(心のバリアフリー及びユニバーサルデザインの普及及び啓発)

第13条 市は、福祉のまちづくりに関する意識の高揚を図るため、心のバリアフリーの普及及び啓発を行うものとする。

2 市は、福祉のまちづくりに関する施策を推進するため、ユニバーサルデザインの普及及び啓発を行うものとする。

(推進体制の整備)

第14条 市は、市民及び事業者と一体となって福祉のまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

(福祉のまちづくりの推進に関する審議)

第15条 福祉のまちづくりの推進に関して必要な事項は、浦添市附属機関設置に関する条例（昭和47年条例第4号）に規定する浦添市福祉保健推進協議会において審議するものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。